学校法人広島文化学園 広島文化学園短期大学 機関別評価結果

令和 2 年 3 月 17 日 一般財団法人短期大学基準協会

広島文化学園短期大学の概要

学校法人 広島文化学園

設置者 理事長 森元 弘志 学 長 田中 宏二 ALO 古川博仁

開設年月日 昭和39年4月1日

所在地 広島県広島市安佐南区長東西三丁目5番1号

<令和元年5月1日現在>

設置学科及び入学定員(募集停止を除く)

学科	専攻		入学定員
コミュニティ生活学	科		80
食物栄養学科			50
保育学科			100
		合計	230

専攻科及び入学定員 (募集停止を除く)

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	保育専攻	5
専攻科	栄養専攻	5
専攻科	生活文化専攻	5
	合計	15

通信教育及び入学定員 (募集停止を除く)

なし

機関別評価結果

広島文化学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、 令和2年3月17日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成30年6月27日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「究理実践」は当該短期大学の教育理念・理想を示し、学生及び全教職員が 共有し、「学生生活の手引き」やウェブサイトにおいて学内外に表明されている。

中高大連携講座等のほか、地域や企業等と連携協定を進め、学科の特性を生かした地域ボランティア活動を学生が教員とともに実施して地域・社会貢献に、積極的に取り組んでいる。

建学の精神に沿った全学の教育目的・目標を明示し、さらに各学科の教育目的・目標に基づき三つの方針を定めて、教育課程委員会が中心となり組織的に点検・見直しを行っている。各学科の四つの力(学習成果)については、さらにそれぞれ「最終的な学習到達目標」及び「具体的な下位項目」がカリキュラムマップでより具体的に明示されている。

自己点検・評価委員会と評価推進委員会により毎年度の自己点検・評価報告書を作成し、課題・改善方針を次年度事業計画に活用している。「中期経営計画Ⅲ」で学習成果の達成目標を具体的に設定し、改善策を教授会で審議・承認し、教育の向上・充実のための組織的なPDCAサイクルの確立に努めている。

卒業認定・学位授与の方針は、四つの力(学習成果)を理解しやすく示している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針により定めており、教育課程は短期大学設置基準に沿って体系的に示されている。入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針に示した学習成果と教育課程編成・実施の方針を基に定められ公表している。

アセスメント・ポリシーを策定し、GPA分布などの多様なデータにより学習成果を測定・評価し、結果を教育の改善と質の向上の推進に活用している。学生ポートフォリオ内にある「HBG夢カルテ」は、学生自身の学習状況の振り返りを可能にしている。

セミナー&チューター制による、学生の学習上の悩みなどに対する指導助言や、進度の 速い学生や優秀学生に対する学習上の支援制度など、学習支援を組織的に行っている。教 職員で組織された学生生活支援体制も整備されている。

専任教員数は短期大学設置基準を満たしており、職位等は短期大学設置基準及び規程等に基づき適正に決定している。教員の研究活動は、研究費規程及び学科の教育課程編成・

実施の方針に基づき行われている。研究活動の状況は、ウェブサイトに著書、論文、その 他の研究活動、社会活動として公開している。

規程等により事務組織の責任体制は明確にされ、事務職員は、役職者の面談により業務量等や適性を生かした配置がなされている。事務職員と教員が教職協働体制で学生・学習支援に関する情報共有に努めている。FD 委員会規程により、FD 研修会等の FD 活動が実施されている。SD 活動は活発であり、規程に基づき多くの研修会が開催されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行うための講義室、演習室、実習室等は整備されている。防災対策は、当該キャンパスの消防計画に関する規程を整備しており、火災訓練は全学生及び全教職員を対象に定期的に実施している。

経理規程を整備し財務業務を適切に行い、省エネルギー対策にタブレット型端末等を活用して会議のペーパーレス化を進めている。スマートフォンを活用するアクティブラーニングシステム等の活用のために ICT 支援員を配置し、教職員の活用促進に向けて専門的支援を行うとともに、施設設備の向上と充実を図っている。

財務状況は、学校法人全体、短期大学部門ともに、過去3年間の経常収支は収入超過である。短期大学に関わる環境分析を進め、理事長の諮問機関として将来構想ワーキンググループを設置して中長期的な視野を持って将来像を明確化している。

理事長は建学の精神・教育理念を理解し、学園の方向性を見極めてその発展に寄与している。理事会は、中期経営計画、事業計画、予算策定において、あらかじめ評議員会から 意見を求めている。

学長は短期大学運営の先頭に立ち、教学運営の最高責任者として責務を果たしている。 学長は規程に基づき選任され、教授会は規程等に基づき適切に運営されている。

監事は寄附行為に基づき業務を行っており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。評議員会は私立学校法及び寄附行為に従い組織され、運営されている。なお、評価の過程で、寄附行為には、理事会、評議員会に付議される事項について書面によりあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなすとの規定があるが、議事録では欠席者となっているという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取組みが求められる。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、財務情報と教育情報についてウェブサイト等で公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準 I 建学の精神と教育の効果

「テーマ B 教育の効果]

○ 短期大学の学習成果を卒業認定・学位授与の方針において「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」、「総合的な学習経験と創造的思考力」の4項目で定め、さらに各学科の学習成果を短期大学の方針に対応させて具体的かつ詳細に示すことで、学生が参照しやすくなっている。

「テーマ C 内部質保証]

○ 文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ 1 (教育の質的転換) において、6年連続で採択されており、教育改革において実績を上げている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

- 入学者選抜の実施に当たり、各入試の選考方法と「学力の3要素」である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」との関係を明確に表にて示しており、多面的・総合的に評価するように努めている。
- 学生ポートフォリオの中にある「HBG 夢カルテ」は学習の動機付けとして活用されている。学生が卒業後の「なりたい自分」(夢)を思い描き、その夢の実現に向けてセメスターごとに具体的な目標を設定し、セメスター終了時にその達成度を自己評価するものとして、学習状況について振り返りが可能である。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

「テーマ B 物的資源]

○ 会議資料のペーパーレス化をタブレット型端末やパソコンを用いて実施しており、会議の準備等に関して効率化を図るとともに、省エネルギー・省資源対策に取り組んでいる。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

「テーマ A 教育課程]

○ シラバスについて、評価方法に評価割合が明確でないものや、学習成果との関連の項

目が未記入のもの、授業内容が白紙のものがあるなど、学習成果の獲得状況を評価していく上で、作成方法の周知、また点検方法に改善が望まれる。

○ 単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準IV リーダーシップとガバナンス

「テーマ C ガバナンス]

○ 評価の過程で、寄附行為には、理事会、評議員会に付議される事項について書面によりあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなすとの規定があるが、議事録では欠席者となっているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、寄附行為に従って適切な学校法人運営に取り組まれたい。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果(合・否)及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

	基準	評価結果
基準 I	建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ	教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ	教育資源と財的資源	合
基準IV	リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準 I 建学の精神と教育の効果

建学の精神「究理実践」は、本来矛盾する理論と実践を敢えて一つに結び合わせようとする懸命の努力の中にこそ人間の成長の可能性がある、という短期大学の教育理念・理想を明確に示している。「学生生活の手引き」及びウェブサイトにより学内外に表明され、学生及び全教職員に共有されている。

広島県の高等教育機関の連携事業「教育ネットワーク中国」による中高大連携講座など様々な公開講座を実施している。広島市安佐南区役所との地域連携協力に関する協定締結など、企業等、教育機関との連携協定を進めるとともに、各学科の特性を生かした地域へのボランティア活動を実施しており、地域・社会への貢献に、積極的に取り組んでいる。

短期大学の教育目的・目標を建学の精神「究理実践」に基づき定め、さらにその目的を 達成するための各学科の教育目的・目標を具体的に定め、「学生生活の手引き」及びウェブ サイトにより学内外に表明している。

短期大学の卒業認定・学位授与の方針において、学習成果を「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」、「総合的な学習経験と創造的思考力」の4項目と定め、それに対応して各学科の学習成果を教育目的・目標に基づき具体的に定めている。学習成果は「履修の手引き」及びウェブサイトにより学内外に表明している。

各学科の三つの方針を関連付けて一体的に定めており、かつ教育課程の改編に合わせた 点検・修正を教育課程委員会が中心となり組織的に行っている。各学科の三つの方針及び カリキュラムマップも「履修の手引き」に掲載し、三つの方針を踏まえた教育活動を行っ ている。

全学的な自己点検・評価委員会及び評価推進委員会を設置している。毎年度自己点検・評価報告書を作成し、その結果等に基づいた課題・改善計画を、次年度事業計画策定にフィードバックする形で改革・改善に活用している。

アセスメント・ポリシー(学修成果の評価に関する方針)を策定し、学習成果を評価する方針・内容・方法等を明示するとともに、学習成果の査定をより精緻化する改革・改善を行っている。「中期経営計画Ⅲ」において学習成果の達成目標を具体的に設定し、改善計画を教授会等で審議後、政策会議、経営企画会議で承認を得るなどして組織的に PDCA サイクルの確立を目指している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針を各学科で定め、各学科は四つの力(学習成果)を理解しやすく具体的に示している。また毎年、各学科会で点検し、変更する場合は、教育課程委員会等の各種会議の段階を経て審議し決定され、理事会において最終決定されている。なお、単位の計算方法ついて、1単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示されたい。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応して定められている。 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に示されている。履修単位の上限を定め、 成績優秀学生には履修単位の上限を緩和する措置が取られている。シラバスには、科目の 最終到達目標や卒業認定・学位授与の方針が示す学習成果との関連等が明示されているが、 記載内容に関する点検方法の改善が望まれる。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針に示した学習成果と教育課程編成・ 実施の方針に対応して定め、学生募集要項に明確に示している。

各学科とも、卒業認定・学位授与の方針の四つの力ごとに「最終的な学習到達目標」と「具体的な下位項目」をカリキュラムマップで示している。アセスメント・ポリシーを策定し、GPA分布、単位取得率など多様なデータから学習成果の獲得状況を測定し評価する仕組みを示し、評価結果を教育の改善と質の向上の推進につなげている。学生ポートフォリオの中にある「HBG夢カルテ」を活用し、学生が学習状況を振り返ることが可能になっている。学習成果の獲得状況は量的・質的データに基づき評価してウェブサイトに公表している。

卒業生の進路先に対して卒業 6 か月後にアンケート調査を実施して評価を聴取し、その 結果を学習成果の点検に活用している。

各学科が設定した学習成果を獲得させるために、教員はシラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。また、授業評価アンケート結果で低評価の教員に対して授業改善計画書の提出を求めている。

事務職員は教職協働による教員のサポートを受け、学習のための環境づくりに努め、教育目的・目標の達成状況を把握して学生・学習支援に関する情報共有に努めている。スマートフォンを活用するアクティブラーニングシステムを導入し、ICT支援員を配置して教職員の活用促進に向けて技術支援を進めている。

セミナー&チューター制を設けて、学生の学習上の悩みなどに対して適切な指導助言を 行う体制を整備しており、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の支援にも様々な制 度を設け、学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

教職員で組織された学生生活支援体制が整えられ、それを基盤として、クラブ活動や学生自治会、キャンパス・アメニティの運営を行っている。また、学生への経済的支援として、独自の奨学生制度を各種設けている。

ボランティア活動は学生と教員が積極的に取り組み、ウェブサイトで紹介することで社 会活動意欲を高めている。

就職支援は、就職・キャリア支援委員会において就職キャリア支援アドバイザーを含めて、教員と事務職員とが教職協働で活動している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

短期大学設置基準の規定に基づき短期大学及び各学科に必要な専任教員数を満たしている。また、教員の年齢構成のバランスを図ることが検討されている。

専任教員の職位は規程及び細則に基づき適正に決定されており、教育研究業績はウェブサイトに公表されている。学科の主要科目は専任教員が担当している。教員の採用と昇任は短期大学設置基準に対応した規程等に基づき適正に行っている。

専任教員の研究活動は、個人研究費規程と学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて 行われ、その成果は紀要等で発表されている。研究活動の状況はウェブサイトに著書、論 文、その他の研究活動、社会活動として公開されている。専任教員の研究倫理については、 研究倫理指針及び研究倫理委員会規程が定められている。

FD 委員会規程を基に FD 活動が行われ、FD 研修会などが適切に実施されている。

事務組織は事務組織及び事務文書規程等を整備し、責任体制を明確に規定している。役職者が全職員の面談を行い、能力や適性を生かした環境を整えている。

SD 活動は規程を整備し、SD 研修会のほか、SD・FD 合同研修会が開催され、併設大学 との合同 FD 委員会にも原則全職員が参加し、事務職員は資質向上と職務の充実、教育研 究の支援を図っている。

校地・校舎面積は短期大学設置基準の規定を満たしている。教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行うための講義室、演習室、実習室等が整備されている。

経理規程を整備し、固定資産、消耗品及び貯蔵品管理、財務業務を適切に行っている。 防災対策は、当該キャンパスの消防計画に関する規程を整備し、年度はじめに関連組織表 等の確認をしている。火災訓練は全学生及び全教職員を対象に定期的に実施している。

情報セキュリティ対策は、個人情報規程等や情報セキュリティポリシーを整備し管理している。

省エネルギー・省資源対策については会議のペーパーレス化を図り、タブレット型端末 等で会議資料の閲覧を進めている。

情報関連の整備は、ICT 支援員を配置して学生及び教職員に技術的支援を行い、技術サービス、専門的支援、施設設備の向上・充実を図っている。

財務状況については、学校法人全体、短期大学部門ともに、過去3年間の経常収支は収入超過である。次年度の事業計画と予算は学長と理事長がヒアリングを実施し、適切な行程を経て策定され、中期経営計画Ⅲと当該年度の事業計画の実施状況等を踏まえて原案を作成し、評議員会、理事会で承認を行い、各キャンパスに伝達している。

年度予算の執行は、事務部長が会計責任者として伝票処理、証憑書類のチェックなどを行い、会計基準に基づいて適切に処理されている。短期大学を取り巻く環境を分析し、理事長の諮問機関として将来構想ワーキンググループが設置され、中長期的な視野を持って将来像を明確化している。外部要因などの環境分析からは、学生募集と学納金計画が中期経営計画Ⅲにおいて策定されている。

基準IV リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神・教育理念等を十分に理解し、情報収集に努め健全な学校法人の発展に寄与し、理事会を学校法人の意思決定機関として運営している。理事会等でリーダーシップを発揮し、中期経営計画、事業計画、予算の策定に当たっては、理事長自らが各部門のヒアリングに同席して全教職員の意見聴取に努めている。

理事の選任は私立学校法及び寄附行為に従って適切に行われている。理事会は、理事の職務執行を監督し、私立学校法の定める短期大学運営の責任を負うことを認識し、健全な法人運営に努めている。

学長は、規程に基づき適切に選任され、短期大学全体の管理運営に主導的に関わり、特に教学運営の最高責任者としてその権限と責任において最終的判断を行っている。建学の精神の学内共有に努め、定期的に教育方針や大学の運営方針を表明して短期大学の向上・充実に努めている。学長は規程に基づき副学長をおいて教職員との連携を図り、校務を適正に行っている。

教授会は教授会規程及び運営細則に基づき、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は業務執行状況を議事録等の各種書類で確認し、会計監査時にも原則立ち合い、財産の状況を監査しており、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、運営されている。なお、 寄附行為には、理事会、評議員会に付議される事項について書面によりあらかじめ意思を 表示した者は出席者とみなすとの規定があるが、議事録では欠席者となっていた点につい ては、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

法令遵守により、教育情報の公表や財務情報の公開は、ウェブサイトで適切に行われて おり、財務情報に関する書類は事務室に備え付けられている。